

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 122 号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和 50 年岩手県規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（共同研究等に従事する場合における退職手当の特例の適用対象及び要件等）</p> <p>第 3 条の 3 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>（1） 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第 3 号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>（2） 育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた条例第 6 条の 4 第 1 項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 3 分の 1 に相当する数（当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等</p> <p>（3） 第 1 号に規定する事由以外の事由により現実に職務を</p>	<p>（共同研究等に従事する場合における退職手当の特例の適用対象及び要件等）</p> <p>第 3 条の 3 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>（1） 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 65 号）第 11 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 7 条第 4 項に規定する場合に該当するものを除く。）</u>により現実に職務に従事することを要しない期間又は同法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（次号及び第 3 号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>（2） 育児休業（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業をいう。</u>）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は<u>育児短時間勤務（同法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（同法第 17 条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）</u>により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第 6 条の 4 第 1 項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の 3 分の 1 に相当する数（当該相当する数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等</p> <p>（3） 第 1 号に規定する事由以外の事由により現実に職務に</p>

とることを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。